

## 「速旅 富士見パノラマリゾートスキードライブプラン」に係る速旅商品券類付 ドライブプラン共通規約別表

「速旅 富士見パノラマリゾートスキードライブプラン」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表1から別表12までが適用されます。

別表1：商品券類の内容

名称	富士見パノラマリゾートスキーフィールド リフト1日券
額面	6,000円（大人1名）／12,000円（大人2名）
販売価格	5,400円（大人1名）／10,800円（大人2名）
券構成	リフト1日券大人1枚／リフト1日券大人2枚
発行者	一般社団法人 富士見パノラマリゾート
有効期限	引換当日限り有効
使用方法	別表5の引換窓口において、実券の発行に替えて枚数分の人数の利用を許可する。申込確認書に記載された人数を超える分のリフト券の購入を求めた場合、一般社団法人富士見パノラマリゾートは、本プランの申込1件につき2名までについては、大人5,400円で販売することとし、その料金は申込者から直接收受することとする。

別表2 商品券類利用可能施設

利用対象施設名	富士見パノラマリゾートスキーフィールド
---------	---------------------

別表3：本プランの利用可能期間

利用可能期間	2026年1月5日（月）～2026年3月29日（日）
--------	----------------------------

別表4：本プランの申込期限

申込期限	本プランの出発日当日の最初の出口インターチェンジを通過するまで
------	---------------------------------

別表5：商品券の引換場所

施設名称	住所	引換対応時間
富士見パノラマスキー場 リフト券販売窓口	長野県諏訪郡富士見町富士見 6666-703	8:00～16:30 (土日祝日は7:30～)

別表6：商品券の引換方法

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面	別表5に記載の引換場所において左記媒体による申込確認書を提示し係員の指示に従い左記媒体において引換番号を入力し画面認証を行います。 申込確認書の提示のみでは商品券を引換することができません。 左記媒体の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等による場合でも、申込確認書の確認及び画面認証が行えない場合は、商品券を引換することができません。

別表7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア番号	周遊 エリア記号	料金（普通車）	料金（軽自動車等）	高速道路 定額利用期間	施設利用日 (注)
リフト1日券 (大人1名) ①-A <発着付き> 首都圏⇒諏訪プラン 3日間	①	A	<u>10,800円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,400円 [リフト1日券1名] 5,400円	<u>9,700円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,300円 [リフト1日券1名] 5,400円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大3日間	左記の高速定額 利用可能期間の うち1日
リフト1日券 (大人2名) ①-A <発着付き> 首都圏⇒諏訪プラン 3日間			<u>16,200円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,400円 [リフト1日券2名] 10,800円	<u>15,100円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,300円 [リフト1日券2名] 10,800円		
リフト1日券等 (大人1名) ②-E <発着付き> 中京圏⇒諏訪プラン 2日間	②	E	<u>10,900円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,500円 [リフト1日券1名] 5,400円	<u>9,800円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,400円 [リフト1日券1名] 5,400円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大2日間	左記の高速定額 利用可能期間の うち1日
リフト1日券等 (大人2名) ②-E <発着付き> 中京圏⇒諏訪プラン 2日間			<u>16,300円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,500円 [リフト1日券2名] 10,800円	<u>15,200円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,400円 [リフト1日券2名] 10,800円		

注1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第16条第3項に記載の場合を除く

別表8：周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	周遊 エリア記号	料金（普通車）	料金（軽自動車等）	高速道路 定額利用期間	施設利用日 (注)
リフト1日券等 (大人1名) B <発着なし> 首都圏⇒諏訪プラン 3日間	<b>B</b>	<u>10,500円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,100円 [リフト1日券1名] 5,400円	<u>9,400円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,000円 [リフト1日券1名] 5,400円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大3日間	左記の高速定額利 用可能期間のうち 1日
リフト1日券等 (大人2名) B <発着なし> 首都圏⇒諏訪プラン 3日間		<u>15,900円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,100円 [リフト1日券2名] 10,800円	<u>14,800円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,000円 [リフト1日券2名] 10,800円		
リフト1日券等 (大人1名) C <発着なし> 首都圏～諏訪プラン 3日間	<b>C</b>	<u>9,300円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,900円 [リフト1日券1名] 5,400円	<u>8,500円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,100円 [リフト1日券1名] 5,400円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大3日間	左記の高速定額利 用可能期間 のうち1日
リフト1日券等 (大人2名) C <発着なし> 首都圏～諏訪プラン 3日間		<u>14,700円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,900円 [リフト1日券2名] 10,800円	<u>13,900円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,100円 [リフト1日券2名] 10,800円		
リフト1日券等 (大人1名) D <発着なし> 静岡県～諏訪プラン 2日間	<b>D</b>	<u>9,200円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,800円 [リフト1日券1名] 5,400円	<u>8,400円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,000円 [リフト1日券1名] 5,400円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大2日間	左記の高速定額利 用可能期間 のうち1日
リフト1日券等 (大人2名) D <発着なし> 静岡県～諏訪プラン 2日間		<u>14,600円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,800円 [リフト1日券2名] 10,800円	<u>13,800円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,000円 [リフト1日券2名] 10,800円		
リフト1日券 (大人1名) F <発着なし> 長野県内プラン 2日間	<b>F</b>	<u>10,400円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,000円 [リフト1日券1名] 5,400円	<u>9,400円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,000円 [リフト1日券1名] 5,400円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大2日間	左記の高速定額利 用可能期間 のうち1日

リフト 1 日券 (大人 2 名) F <発着なし> 長野県内プラン  2 日間		<u>15,800 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,000 円 [リフト 1 日券 2 名] 10,800 円	<u>14,800 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,000 円 [リフト 1 日券 2 名] 10,800 円		
---	--	--	--	--	--

注 1 速旅商品券類付 ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表9：高速定額利用（発着エリア）

番号	対象道路	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京 IC (※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT (※1)
	中央自動車道	高井戸 IC (※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC
②	東名高速道路	豊川 IC、音羽蒲郡 IC、岡崎 IC、豊田上郷スマート IC、豊田 IC、東名三好 IC、長久手 IC (※2)、名古屋 IC (※3)、守山スマート IC、春日井 IC、小牧 IC (※4)
	新東名高速道路	新城 IC、岡崎東 IC
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 IC、豊田南 IC、刈谷スマート IC、豊明 IC、名古屋南 JCT (※5)、大府 IC、東海 IC/JCT (※4)、名港潮見 IC、名港中央 IC、飛島 IC/JCT (※3)
	名神高速道路	小牧 IC (※4)、一宮 IC (※4)、岐阜羽島 IC
	中央自動車道	小牧東 IC、多治見 IC、土岐 IC
	東海北陸自動車道	一宮稻沢北 IC、一宮西 IC、尾西 IC、一宮木曽川 IC、岐阜各務原 IC、関 IC、美濃 IC
	東海環状自動車道	豊田松平 IC、鞍ヶ池スマート IC、豊田勘八 IC、豊田藤岡 IC、せと赤津 IC、せと品野 IC、土岐南多治見 IC、五斗蒔スマート IC、可児御嵩 IC、美濃加茂 IC、富加関 IC、関広見 IC

※1 高井戸 IC、東京 IC、横浜青葉 IC/JCT は、首都高速道路や東京外環自動車道からも連続した走行でご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路や東京外環自動車道の料金が必要です（復路も同様）。

※2 名古屋瀬戸道路の長久手 IC からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋瀬戸道路の通行料金が必要です（復路も同様）。

※3 名古屋 IC、飛島 IC/JCT では、名二環からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環の通行料金が必要です（復路も同様）。

※4 小牧 IC、東海 IC/JCT 及び一宮 IC では、名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋高速道路の通行料金が必要です（復路も同様）。

※5 名古屋南 JCT では、名二環又は名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環又は名古屋高速道路の通行料金が必要です（復路も同様）。なお、名古屋南 IC はご利用になれません。

別表10：高速定額利用（周遊エリア）

記号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(横浜町田 IC～焼津 IC)</li> <li>・ 新東名高速道路(海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT)</li> <li>・ 中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪湖スマート IC)</li> <li>・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT)</li> <li>・ 中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)</li> <li>・ 小田原厚木道路(全線)</li> <li>・ 西湘バイパス(全線)</li> <li>・ 新湘南バイパス(全線)</li> <li>・ 東富士五湖道路(全線)</li> </ul>

B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東名高速道路(横浜町田 IC～焼津 IC)</li> <li>・新東名高速道路(海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT)</li> <li>・中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪湖スマート IC)</li> <li>・首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT)</li> <li>・中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)</li> <li>・小田原厚木道路(全線)</li> <li>・西湘バイパス(全線)</li> <li>・新湘南バイパス(全線)</li> <li>・東富士五湖道路(全線)</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪湖スマート IC)</li> <li>・首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～相模原愛川 IC)</li> <li>・中部横断自動車道(六郷 IC～双葉 JCT)</li> <li>・東富士五湖道路(全線)</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東名高速道路(富士 IC～焼津 IC)</li> <li>・新東名高速道路(新富士 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT)</li> <li>・中央自動車道(甲府南 IC～諏訪湖スマート IC)</li> <li>・中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東名高速道路(富士 IC～三ヶ日 JCT)</li> <li>・新東名高速道路(新富士 IC～三ヶ日 JCT、清水 JCT～新清水 JCT)</li> <li>・中央自動車道(甲府南 IC～瑞浪 IC)</li> <li>・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC)</li> <li>・中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)</li> </ul>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央自動車道(諏訪南 IC～中津川 IC)</li> <li>・長野自動車道(岡谷 JCT～更埴 JCT)</li> <li>・上信越自動車道(碓氷軽井沢 IC～信濃町 IC)</li> </ul>

別表 1 1 : 商品券を利用しなかった場合の代替商品の発送に関する事項

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	代替商品の利用有効期間	商品券発行者が指定する発送者
別表 1 に定める商品券	申込者負担	施設利用日から 1か月間	2026 年 3 月 31 日	なし

別表 1 2 : 申込者の個人情報を提供する先として指定する者

指定者	別表 2 に定める商品券類利用可能施設
-----	---------------------